

物件明細

物件番号		所在地	高槻市西大樋町849番1外2筆 (高槻市西大樋町1番地)		地目	宅地	交通 機関	阪急京都線 高槻市駅 南 約4.2km	最 低 使用料 (年額)	4,054,900円/年
1		(住居表示)								
土地の概要							特記事項			
面 積		使用許可対象面積 1,731.17 m ²					1 使用用途は平面駐車場(コインパーキングを含む。)のみとします。 対象地には、地下埋設物はありません。 平面駐車場に付帯する簡易な工作物等を設置する場合は、あらかじめ大阪府北部流域下水道事務所と協議してください。 (お問い合わせ先) 大阪府北部流域下水道事務所 維持管理課 電話 072-620-6748 2 対象地の出入口については、高槻市及び大阪府高槻警察署と協議し、許可を得てください。 なお、接面道路におけるアスファルト舗装等の施設又は工作物の撤去、形状変更等に要する費用は全て使用者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府北部流域下水道事務所 維持管理課 電話 072-620-6748 大阪府高槻警察署 電話 072-672-1234 高槻市都市創造部道路課 電話 072-674-7534 3 対象地は、過去の公募により落札された現使用者がいます。現使用期間は最長で令和8年3月31日までとなっておりますので、本公募による使用開始日は令和8年4月1日からとなります。また、現地に設置されている施設の一部は、現使用者の所有施設ですので、それらの施設を継続して使用される場合は、使用開始日までにあらかじめ現使用者と譲渡等の協議を行ってください。なお、大阪府は現所有者と本公募により決定された使用者との譲渡契約等には一切関与しません。 4 既存のネットフェンスは現状のままでも使用可能ですが、施設の変更をする場合は、大阪府北部流域下水道事務所と協議してください。なお、施設の変更に要する費用は全て使用者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府北部流域下水道事務所 維持管理課 電話 072-620-6748			
接面道路 の状況		南東側：市道・幅員約6m・舗装有・高低差無								
法令に 基づく 制限	都 市 計画法	市街化区域								
		用途地域	準工業地域							
		地域地区	—							
	建ぺい率	60%	容積率	200%						
その他の 法令等	・消防法 ・土壌汚染対策法 ・建築基準法									
その他条件										
供給 処理 施設 の 状況	区分	配管等の状況		照会先及び電話番号						
		対象地周辺	対象地内							
	公営 水道	本管	引込管	高槻市水道部給水収納課 072-674-7945						
		有	無							
	電気	配電線	引込線	関西電力送配電株式会社コンタクトセンター 0800-777-3081						
		有	無							
	都市 ガス	本管	引込管	大阪ガスネットワーク株式会社 06-6202-2141						
		有	無							
	公共 下水道	本管	引込管	高槻市都市創造部下水河川企画課 072-674-7432						
		有	無							

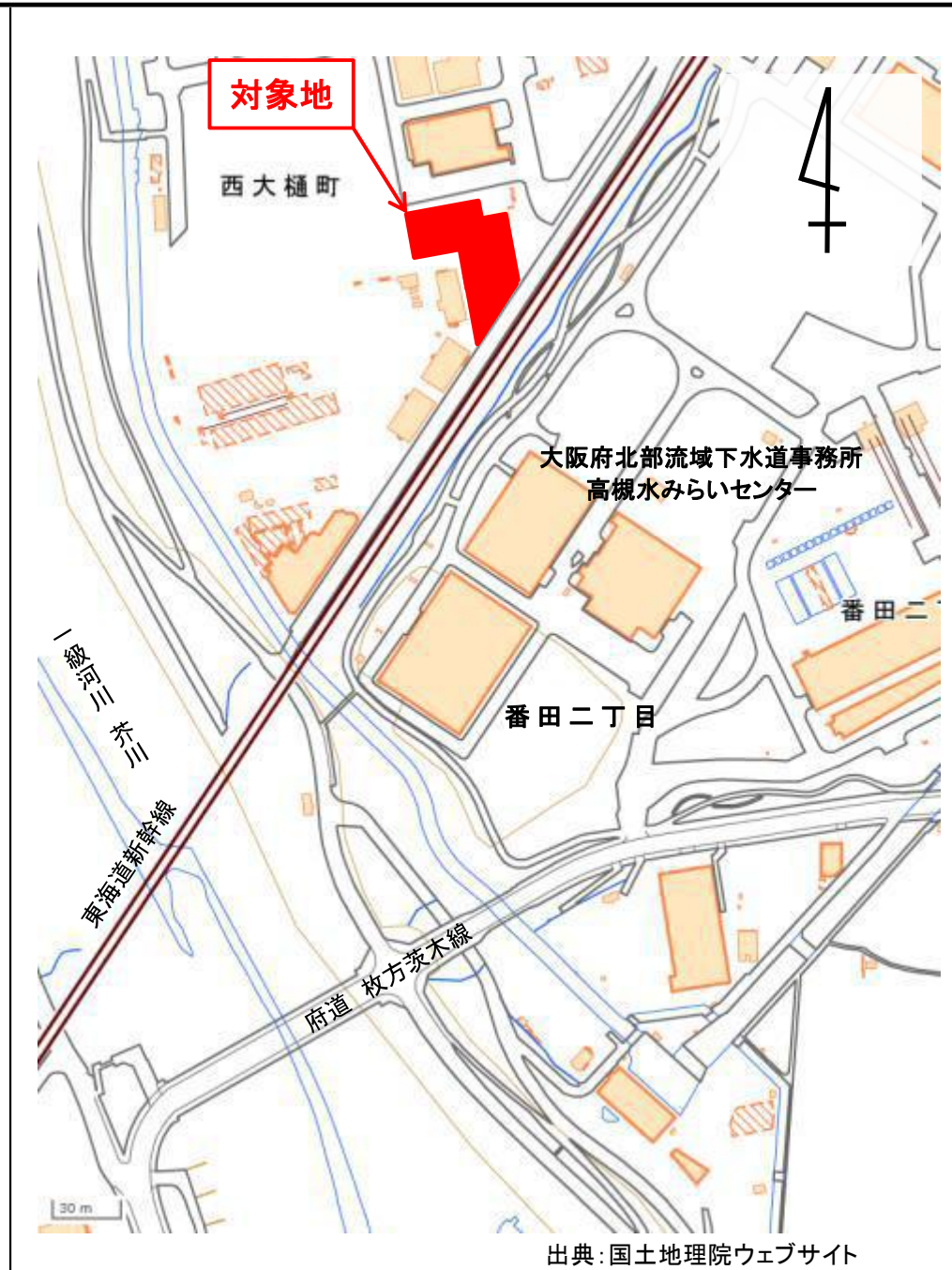
(裏面へつづく)

(裏面へつづく)

特 記 事 項

- 5 排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは流さないでください。雨水排水等については、必要に応じて排水施設を設置するものとし、設置する場合は北部流域下水道事務所及び高槻市と協議してください。なお、施設の設置に要する費用は全て使用者の負担となります。
(お問い合わせ先)
高槻市都市創造部下水河川企画課 電話 072-674-7432
- 6 電気の引込みについては、大阪府北部流域下水道事務所及び関西電力送配電株式会社と協議してください。また、電気の引込みに伴う協議及び費用等は、全て使用者の負担となります。
(お問い合わせ先)
大阪府北部流域下水道事務所 維持管理課 電話 072-620-6748
関西電力送配電株式会社コンタクトセンター 電話 0800-777-3081
- 7 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。また、上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障になる場合は、施設の撤去または移動について協力をお願いします。なお、撤去又は移動等に必要な費用等については、全て使用者の負担となります。
- 8 災害等により大阪府が緊急に必要と認めた場合には、使用者は設置物件の移転、除却等速やかに行ってください。なお、費用については全て使用者の負担となります。また、休業等に伴う損失補償などは一切行いません。
- 9 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て使用者において行ってください。
- 10 使用期間満了時には、設置した工作物等を撤去する等、原状回復を行ってください。ただし、原状回復の必要がないものとして本府の承認を得た場合は、この限りではありません。また、貸付範囲の対象地外の府所有地(管理フェンスの周辺など)についても、対象地と同様に良好な管理を行ってください。

(1)位置図 (物件番号:第1号)



(2) 平面図・丈量図 (物件番号: 第1号)

